

令和6年度

事業計画書



日本赤十字社 三重県支部
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字三重県支部 令和6年度事業計画 目次

■ 日本赤十字社 長期ビジョン	1
■ 支部社屋の移転整備計画	2
1. 国内災害救護	5
2. 国際活動	10
3. 医療事業・保険社会活動	11
4. 赤十字看護師の養成	16
5. 血液事業	17
6. 救急法等の講習	20
7. 青少年赤十字活動	22
8. 赤十字ボランティア（奉仕団）活動	27
9. 赤十字会員の増強と活動資金の募集	31
10. 赤十字の普及と広報活動の推進	35
11. 事業実施体制等の推進	38
12. 事業推進のための会議の開催	41
13. 令和6年度予算	
(1) 一般会計歳入歳出予算(日本赤十字社三重県支部)	42
(2) 医療施設特別会計歳入歳出予算(伊勢赤十字病院)	43

日本赤十字社 長期ビジョン

目指す姿と長期戦略 ～創立 150 年に向けて～

目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

長期戦略

－ 事業戦略 －

災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化
超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求
多様化が進む社会における人道の輪の拡大

－ 運動基盤強化戦略 －

会員の赤十字運動への参画促進
奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充
国際赤十字との更なる協働

この長期ビジョンを道標として、私たち一人ひとりが自らの発想と意思を持って活動に取組み、どのような状況にあっても「人間のいのちと健康、尊厳が守られる」世界を目指してまいります。

日本赤十字社三重県支部、伊勢赤十字病院、三重県赤十字血液センターは、今後も広く県民の皆さんに赤十字活動の周知を図るとともに、赤十字としての使命を果たすためにチャレンジを続けてまいります。

災害対応能力の強化を図るための支部社屋の移転整備

1. 整備計画

三重県支部の現有施設の老朽化に対応するとともに、災害時の拠点を早急に確保するという観点から、三重県赤十字血液センターが令和6年度春に津市内陸部への移転整備を行うのに合わせて、令和6年度内に同一敷地内への社屋の移転整備を行います。

(1) 整備地

「中勢北部サイエンスシティ」の区域内（津市あのつ台四丁目8番5）

(2) 規模

①敷地面積：約 4,501.62 m²

②建物：延床面積 約 1,243.85 m²

(3) 移転整備内容

支部社屋、災害救護支援センター、災害救護用倉庫、災害救護用車両倉庫

(4) 災害救護拠点としての耐震性

新社屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）1階建で、構造体、建築非構造部材、建築設備について、官庁施設や病院と同等の耐震安全性を確保し、建築基準法の耐震性能の1.5倍の性能のある地震に強い建物です。

(5) 整備のスケジュール

令和6年度の完成を目指して整備を進めています。

令和4年度	用地取得、基本設計、実施設計
令和5年度	入札、工事施工
令和6年度	工事施工、竣工

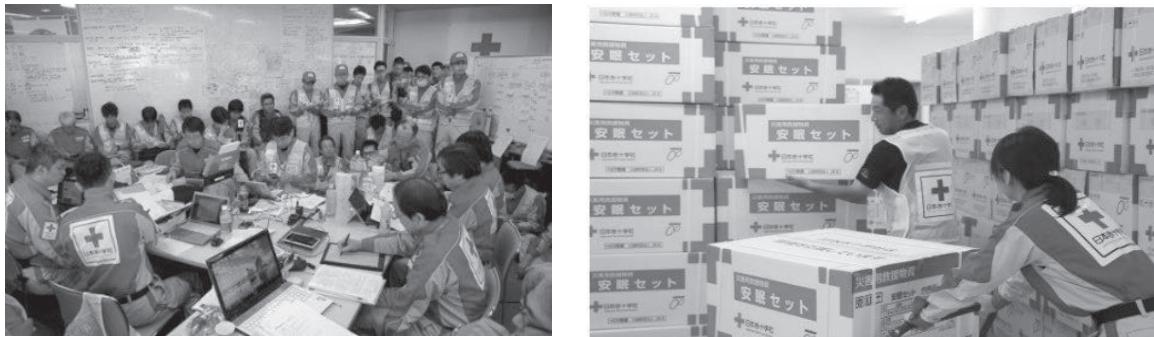


（左側：日本赤十字社三重県支部社屋・災害救護支援センター、右側：三重県赤十字血液センター）

2. 災害救護支援センターの利活用

(1) 災害時

大規模災害時には、全国から参集する救護班等の要員の活動拠点となる災害対策本部を設置し、受援体制の整備を図ります。また、倉庫には、災害時に被災者にお届けする救援物資や救護用資機材を保管します。



①発災に備えるための機能等

□災害対策本部、対策室

災害時にミーティングルームは災害対策本部となり、大会議室は全国からの救護班が活動する災害対策室と、仮眠・宿泊スペースとなります。

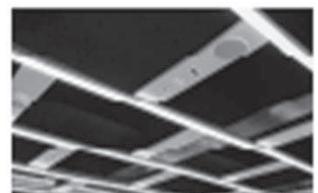
□シャワールーム

□災害救護用倉庫・災害救護用車両倉庫

災害時に被災者を支援する災害救護用毛布、緊急セット等の救援物資が保管されます。

□自家発電機

72時間外部からの供給なしで非常用電源の稼動が可能な自家発電機と軽油タンクを整備しています。



(安全天井)

□安全天井

災害対策本部となる大会議室や倉庫、車庫は天井落下による人員の負傷、車両、救援物資等の破損を防ぐために天井レスにしています。

□クロノロジー用間仕切りホワイトボード

災害対策本部となる会議室には、災害時に受けた情報をホワイトボードに時系列に記録するためのホワイトボード仕様の移動式の間仕切りを設置しています。



(間仕切りホワイトボード)

□マンホールトイレ

下水直結のマンホールの真上に簡易トイレとテントを設け、災害時に迅速にトイレ機能を確保します。

□屋外ピロティ

災害時に奉仕団が炊き出し等が出来るよう、ピロティには水場、ガス栓を設置しています。



(マンホールトイレ)

(2) 平常時

平常時は、防災セミナーや救急法等の各種講習会を実施し、防災・減災について学べる施設として活用します。また、利便性に優れた立地に恵まれた環境を活かして、三重県赤十字血液センターとともに多くの県民から利用してもらえる施設を目指します。

①防災教育・学習機能

日頃から防災・減災・救護に備え、命を守る知識を体験しながら学べます。

- 防災・減災の研修
- 炊き出し訓練、自治会の防災・減災研修
- 青少年赤十字加盟校の社会見学
- 救急法などの講習会



②赤十字活動・広報機能

赤十字活動や事業を誰でもが知り、学べる施設であり、隣接する市民が集う中勢グリーンパークと一体となったイベントを開催します。

- 公園を利用した赤十字イベントの開催
- 赤十字紹介パネルなどの展示やイベントなどのスペースとして活用



(中勢グリーンパーク)



(広報スペース)

③ボランティアの活動・交流機能

平時のボランティアの活動拠点として、ボランティアと共に協働できる社屋として活用することを目指します。

- 支部での救護活動を支援するボランティアの研修会
- ボランティアの活動拠点



1. 国内災害救護 ~地震、台風、水害等 災害で苦しむ人々のために~

めざす姿

災害が頻発化・激甚化・広域化するなか、災害からいのちを守り、被災した人々の苦痛を軽減するため、災害対応能力の更なる強化が図られています。

また、資機材の整備や、救援物資の備蓄を行うなど、災害発生時に救護体制の充実・強化が図られています。

○ 現状と課題 ○

- 近い将来発生が危惧されている「南海トラフ地震」「首都直下地震」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」等において、日赤には災害から命を守り、被災した人々の苦痛を軽減する役割があります。また、近年は豪雨による水害等、様々な自然災害等に対して指定公共機関としての役割を迅速に果たすことができるよう備えておくことが重要です。そのため、日赤では、医療救護班等を常備し、災害医療に必要な知識・技術の向上や防災関係機関との連携強化など、医療救護班等の災害対応力の向上を図る必要があります。



(知事の視察に同行する日赤職員：石川県珠洲市)



(能登半島地震避難所への巡回診療：石川県珠洲市)

- 日赤には、災害時に効果的・効率的に関係機関との連携及び救護班の活動調整等を実施することを目的として、日赤災害医療コーディネートチームが登録されています。県内では、日赤災害医療コーディネートチームが3チーム編成され災害に備えています。頻発化・激甚化・広域化する災害に対応するため、日赤本社が主催する研修会へ要員を派遣し、災害医療コーディネート力の向上とコーディネートチームの増強を図る必要があります。
- 大規模災害の被災県支部には、災害の規模に応じて全国91の赤十字病院から医療救護班が2泊3日の行程で切れ目なく派遣され、救護活動を行います。日本赤十字社では平成30年に「日本赤十字社支部災害対策本部等標準体制要項」を制定しました。被災県支部が設置する災害対策本部機能、業務及び体制が標準化され、全国のどこで災害が発生しても被災県支部では、混

乱なく災害救護活動が実施できるようにすることが求められています。

- 医療救護班の派遣による「保健・医療」の分野における活動についての対応強化に加え、「被災者支援」や「福祉」等の領域についても、多様な団体と連携することにより活動の強化を図り、人道の要としての役割を担う必要があります。



(令和6年能登半島地震 医療救護班ミーティング)

○ 取組内容 ○

1. 医療救護班等の編成状況

災害発生時に、直ちに被災地に派遣できる医療救護班を常備します。

また、医療救護班を効果的・効率的に関係機関と連携して活動調整等を行うため、日赤災害医療コーディネートチームを編成します。

(1) 医療救護班

常備救護班を伊勢赤十字病院に8個班、三重県赤十字血液センターに1個班を編成し、訓練・研修を重ねて災害の発生に備えます。

医療救護班	施設	編成数	編成内訳
	伊勢赤十字病院	8個班	医師 1名 看護師長 1名 看護師 2名 主事 2名
	三重県赤十字血液センター	1個班	
CoT※1 日赤災害医療コーディネートチーム			伊勢赤十字病院に3チーム
dERU※2 (国内型緊急対応ユニット)			救護班2班と助産師・薬剤師を加えた14名で1チーム

DMAT※3 (災害派遣医療チーム)

伊勢赤十字病院に3チーム

※1 CoT・・ 災害時の関係機関との連携及び救護班の活動調整を実施することを目的に平成25年から各支部に設置。被災地の保健医療ニーズを把握し、救護班の活動等に関して、医療の専門的観点から災害対策本部などの調整を担う。

- ※2 dERU・・ (Domestic Emergency Response Unit の略)
 仮設診療所設備とそれを運ぶトラックと訓練された救護員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称。 (全国に 17 ユニット)
 (配備地 : 本社、北海道、岩手、宮城、東京、千葉、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、広島、香川、高知、福岡)
- ※3 DMAT・・ (Disaster Medical Assistance Team の略)
 災害の急性期 (概ね 48 時間以内) に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのことで、広域搬送、病院支援、現場活動等を主な活動とします。



(dERU 用 トラック)



(dERU: Domestic Emergency Response Unit)

2. 救護員の育成 (研修・救護訓練)

災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に行えるように、訓練や研修を実施します。

(1) 研修会の実施、参加

- ①全国赤十字救護研修会
- ②日赤災害医療コーディネート研修会
- ③原子力災害対応基礎研修会
- ④こころのケア指導者養成研修会
- ⑤救護班要員登録者研修会
- ⑥ロジスティクス研修会
- ⑦救護班要員研修会
- ⑧救護班トリアージ研修会
- ⑨赤十字救急法救急員養成研修会
- ⑩こころのケア研修会



(仮設救護所の設置訓練 : 伊勢市)

(2) 訓練の実施・参加

- ①日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練 (静岡県)
- ②三重県総合防災訓練
- ③市町防災訓練
- ④公的防災関係機関主催の訓練
- ⑤三重県図上訓練
- ⑥伊勢赤十字病院大規模災害救護訓練



(第4管区海上保安本部との訓練 : 鳥羽市)

3. 救護資機材の整備

災害時における救護活動を強化するため、資機材の整備を計画的に進めます。

(1) 救援物資の備蓄と配分

災害時にいち早く毛布、緊急セット、安眠セット等の救援物資を提供するため、県内の防災拠点備蓄倉庫に分散し備蓄しています。



(毛布)



(緊急セット)



(安眠セット)

4. 防災教育の普及

過去の災害から学んだ知識や教育を、地域の防災・減災として広めていくため、奉仕団を含む地域住民、地区分区担当者や行政職員、企業・団体職員等を対象に、「赤十字防災セミナー」を開催し、ICTも活用した地域における防災対応の向上を図ります。

(1) 赤十字防災セミナーのカリキュラム

①日本赤十字社の紹介

日本赤十字社の現在の活動内容や、災害時の役割、防災への取り組みについて理解する。

②災害への備え

災害・防災についての考え方や、災害別に想定される災害などから、平時の備えの重要性を理解する。

③災害エスノグラフィー

大規模災害の被災者の経験談を通じて、被災の具体的なイメージを追体験することで、被災の具体的なイメージを理解する。

④災害図上訓練 (DIG)

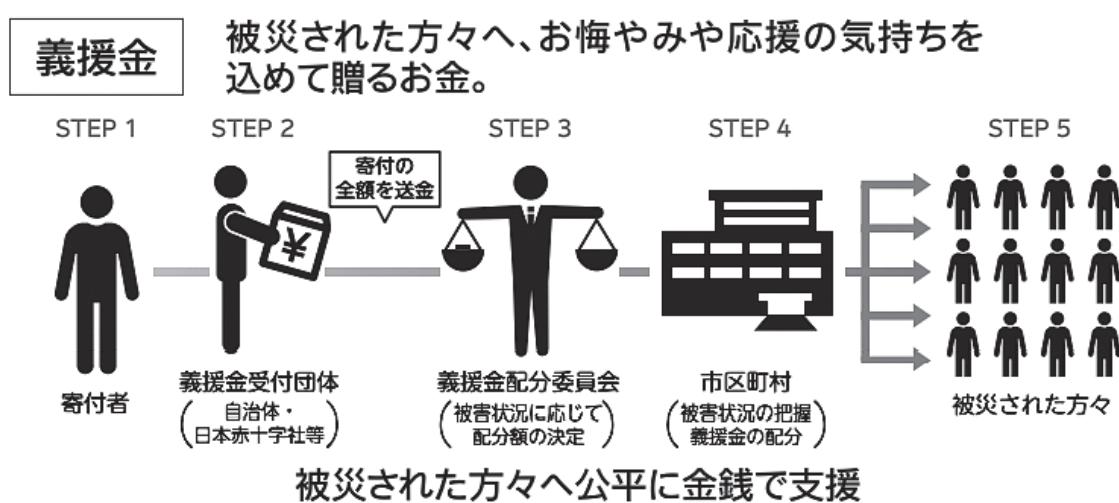
地域の防災マップの作成を通じて、防災上の資源や危険箇所等を把握・理解し、個人や地域での防災対策に実施につなげる。

赤十字防災セミナーの目的や各カリキュラムの概要を、アニメーションを活用した8分間の動画で分かりやすく紹介しています。セミナーをきっかけに、「自助」と「共助」の力を高めるために必要な備えを、地域で考え、実行してみませんか。
※以下の二次元コードから紹介動画が視聴できます。



5. 義援金の受付と配分

災害発生時には、被災された方々への見舞金である災害義援金の受付を行います。受け付けた義援金は、第3機関である義援金配分委員会から、都道府県、市町を通じて全額が被災者に配分されます。



6. 臨時救護看護師の派遣

地区分区が主催するイベントに臨時救護所を開設し、看護師を派遣して応急処置等の救護を行います。

2. 国際活動 ～世界で苦しむ人々のために

めざす姿

世界各地で発生する紛争被害者や災害被害者に対し、緊急救援から復興支援、開発協力支援まで、切れ目のない継続的な国際支援が、赤十字の一員として行われています。

○ 現状と課題 ○

- 世界各地において、自然災害の頻発化、激甚化や紛争による犠牲者、難民、避難民の増加が懸念されるなか、国際的な人道支援にも支障が懸念されています。そのため、資金援助だけでなく、人材の養成を図る必要があります。



(イスラエル・ガザ人道危機)

○ 取組内容 ○

1. 緊急援助・復興支援・開発協力への支援

赤十字の国際活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟の調整のもと世界的なネットワークにより行われており、日本赤十字社もその一員として国際活動に参加し、途上国等に資金援助や人的支援を実施します。

(1) 資金援助

- ①アジア・大洋州給水・衛生支援事業
(東ティモール・マレーシア・ラオス他)
- ②中東人道危機救援事業 (レバノン・シリア)
- ③東アフリカ地域3か国地域保健強化事業
(ブルンジ・ウガンダ・タンザニア)
- ④NHK 海外たすけあいキャンペーン



(レバノン赤十字社診療所の支援：レバノン)

(2) 国際人道法の理解・促進

「国際人道法普及セミナー」に職員を派遣し、国際人道法の関する知識を習得させ、県民に対して国際人道法への理解を促進するため、積極的に啓発活動を行う人材の養成を図ります。

3. 医療事業・保健社会活動

めざす姿

伊勢赤十字病院は、「人道」に基づき人々の生命と健康を守ることを目的とし、平時には質の高い医療サービスの提供を、災害時には医療救護活動に加え地域災害拠点病院としての活動を通して、その役割を果たしています。また、市町の実施する保健衛生活動への協力を行い、幅広く社会に貢献しています。

○ 現状と課題 ○

- 伊勢赤十字病院は、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域災害拠点病院、がんゲノム医療連携病院等の指定を受けており、南勢地域の基幹病院として大きな役割を果たしています。県内唯一の精神科身体合併症病棟も設置しており、精神症状を伴う急性期の身体疾患患者の診療も行っています。また、新型コロナウイルス感染症の流行に対しても、公的医療機関としての役割及び赤十字の使命を果たしてきました。一方で、入院・外来患者の数は減少傾向にあり、今後の見通しは予断を許さない状況です。今後も地域に必要とされる病院として存続し続けるため、健全な病院運営を心掛け、病院運営の効率化・機能強化を推進する必要があります。
- 三重県が主催する地域医療構想調整会議においては、伊勢志摩地域における高度急性期病床数・急性期病床数が過剰であると報告されています。高齢化・人口減少による医療ニーズが変化していくなかで、伊勢赤十字病院は、地域の医療連携・分担について関係機関と協議を行い、地域医療構想の推進に向けて取り組む必要があります。
- 労働集約型産業である医療においては、医療従事者への過度の負担が問題視されており、厚生労働省も「医療従事者の働き方改革」を推進しています。伊勢赤十字病院においても、令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制への対応をはじめとした「働き方改革」を推進しなければなりません。また、生産年齢人口の減少に伴い困難さを増す医療従事者の確保に対応するためにも、職員が心身ともに快適に勤務できる職場環境づくりに取り組む必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 健全な病院運営

地域の基幹病院として存続し続けるために、健全な病院運営を行います。また次の数値目標を掲げ、実現に向けて以下の取組を強化します。

項目	令和6年度数値目標	令和5年度(見込)	令和4年度(実績)
[入院]			
新入院患者数	15,131 人	14,588 人	15,860 人
入院患者延数	193,680 人	177,974 人	204,842 人
平均在院日数	11.8 日	11.2 日	12.5 日
病床稼働率	89.3%	86.5%	86.7%
入院診療単価	90,200 円	91,808 円	82,615 円
[外来]			
外来患者延数	238,140 人	226,589 人	243,820 人
外来診療単価	31,000 円	30,755 円	28,966 円
[収益的収入]			
病院収益	25,790,967 千円	24,670,555 千円	27,157,503 千円
(再掲)医業収益	25,292,986 千円	23,722,521 千円	24,434,290 千円
(再掲)医業外収益	496,858 千円	865,772 千円	2,313,763 千円
(再掲)その他収益	1,123 千円	82,262 千円	409,450 千円

(1) 地域医療

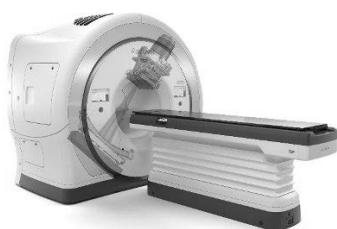
少子高齢化等の社会情勢を背景に、平成29年3月三重県地域医療構想が策定され、伊勢赤十字病院には高度急性期・急性期の機能を担うことが期待されています。高齢化・人口減少により医療ニーズが変化していく中で、その役割を果たすために、他の医療機関との機能分化、役割分担を行いながら連携を強化し、地域医療の更なる充実に努めます。

また、三重県が主催する地域医療構想調整会議においては、現在の伊勢志摩地域における高度急性期病床数・急性期病床数が、令和7年における各必要病床数に対して過剰であると報告されています。伊勢赤十字病院は、同構想に係る各医療機関及び三重県等と医療連携・分担について引き続き協議を行い、地域医療構想の推進に向けて取り組みます。

(2) がん医療

伊勢赤十字病院では、各診療科が連携を密にとり、外科治療・化学療法・放射線治療を組み合わせた集学的な診療を行っております。質の高いがん医療を提供できるよう「地域がん診療連携拠点病院」の指定、がんゲノム医療を提供する機能を有する医療機関として「がんゲノム医療連携病院」の指定も受けております。県内初となる「呼吸同期システム Synchrony®（シンクロニイー）」を搭載した高精度放射線治療機器「Radixact®（ラディザクト）」も導入しており、患者

さんにより効果的な治療が行える体制を整えています。今後も県南地域におけるがん患者に対し、より良い治療が提供できる体制整備を行います。



(新たに導入した放射線治療装置「Radixact®」)

(3) 救急医療

県南唯一の救命救急センターとして、診察室3室・処置ベッド8床・リカバリーべッド6床を備えた救急外来と、救命病棟（30床）を有しており、心疾患・脳疾患・周産期・小児疾患等の各分野において専門性の高い救急医療を24時間365日提供できる体制を構築しています。

また、伊勢赤十字病院は三重大学医学部附属病院とともにドクターへリ基地病院としての役割を担っており、離島や山間部が多い三重県において、救命率の向上や後遺症の軽減などに貢献するとともに、伊勢志摩区域はもとより県南部の救急医療における最後の砦として、その役割を果たします。



(出動するドクターへリ)



(救命救急センターでの救急隊との情報共有)

(4) 災害医療

赤十字の使命である災害時の医療救護活動を迅速に展開できるよう、常備救護班8班と災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Team）を3チーム編成します。また、地域災害拠点病院として、大規模災害や局地災害における多数傷病者の受入れ、病院機能維持等を目的とした訓練・研修を実施します。

日本赤十字社の救護活動の柱の一つである「こころのケア」についても、災害発生早期から開始することにより、被災者及び支援者のストレスを軽減すると同時に、必要な場合には専門家チ

ームにも確実につないでいくことで、ストレス障害の予防の手助けとなることが期待されるところから、伊勢赤十字病院では「こころのケア研修」を開催し、職員が災害救護活動に必要な「こころのケア」についての基礎的な知識・技術を習得できるよう努めています。

令和6年能登半島地震においても、救護班・こころのケア調整班・災害医療コーディネートチームを派遣し、赤十字の使命である人道支援活動を行っています。今後も引き続き、被災地の人道支援に努めています。



(能登半島地震救護班出発式の様子)



(打ち上げられた船の横を通過する救護車両：珠洲市)

（5）精神疾患

身体症状を合併した精神疾患患者への対応においては、一般医療と精神科医療の連携強化が大きな課題です。そのため、伊勢赤十字病院は令和3年9月より三重県内初となる MPU（精神科身体合併症病棟：9床）を開設し、多職種が協働して診療にあたっています。一般病棟においても、精神科リエゾンチームが適宜介入できる体制を整えており、複雑な心理状態にある入院中の患者さんに対して専門性を活かしたチーム医療を行いながら、患者さんの社会復帰に向けた支援にも取り組んでいます。

（6）新興感染症の感染拡大時における医療提供体制への備え

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国は都道府県と医療機関間における医療措置協定の締結等を求めていました。伊勢赤十字病院は、新興感染症発生時において、病床の確保や発熱外来の実施等を担うべく、三重県との協定締結を予定しています。

2. 労働環境の整備

これまでの日本の医療は、医師の長時間労働によって支えられており、危機的な状況にあると言われています。医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。長時間労働を解消し、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人はもとより、医療の質や安全を確保することにもつながり、持続可能な医療提供体制を維持する上で喫緊の課題です。伊勢赤十字病院では、

令和6年4月1日から適用される医師の時間外労働の上限規制に対応するため、「医師労働時間短縮計画」を策定するとともに、医療従事者の負担軽減をはかり、より働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、三重県が平成27年に創設した「女性が働きやすい医療機関認証制度」についても、伊勢赤十字病院は平成28年度に初認証を受け、令和4年度に再認証を受けております。職員の能力を十分発揮できるよう働きやすい職場をつくることは、患者さんに質の高い医療を提供するためにも欠かすことはできません。今後も、更なる働きやすい環境づくりを進めていきます。



(「女性が働きやすい医療機関」認証書)

4. 赤十字看護師の養成 ~医療の担い手を育てるために~

めざす姿

災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を具体的な活動として実践できる、豊かな人間性を備えた看護師が養成されています。

○ 現状と課題 ○

■ 地域の災害対応や保健、医療、福祉等の分野で重要な役割を担うことができる看護師は、社会からも大きな期待が寄せられる存在となっています。

三重県支部では、県内高校生の同大学への進学を促進するため、赤十字特別推薦選抜制度として三重県支部長推薦枠を設けて赤十字看護師の養成を図っています。

赤十字が目指す看護師像や同大学の魅力を積極的にPRし、資質の高い学生の確保に努める必要があります。



(日本赤十字豊田看護大学)



(先輩看護師によるOJT)

○ 取組内容 ○

1. 赤十字看護師養成のための修学支援

日本赤十字社の保健・医療・福祉事業や災害等における救護活動を担える優秀な人材を、安定的に確保し、卒業後は伊勢赤十字病院で活躍できる赤十字看護師の確保に努めます。

(1) 修学支援

- ①日本赤十字豊田看護大学赤十字特別推薦選抜
- ②日本赤十字社三重県支部日本赤十字豊田看護大学奨学金制度

5. 血液事業

めざす姿

三重県赤十字血液センターは、採血事業者及び製造販売業者として関係法令等を遵守し、国、地方公共団体及び医療関係者とともに、血液事業の安全性の向上や安定供給の確保に務め、血液製剤の適正使用を推進し、公正かつ透明な実施体制の確保に取り組み県民の健康増進に貢献しています。

○ 現状と課題 ○

■ 血液製剤の安定供給

血液製剤については、医療機関からの要請に応じ 365 日、24 時間供給できる体制を整え、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターと調整を図りながら供給しています。安心で安定的な供給を実現するため、医療機関のニーズや血液需要を的確に把握する必要があります。また、医療機関からの緊急配送の要請に迅速に対応するため、医療機関の協力のもと不定期な随時配送を減少させることで定時配送率の向上を図り、また Web による発注を推進し効率的な供給体制を整備していきます。

■ アフターコロナにおける「新しい生活様式」への対応と若年層献血者の確保

コロナ禍において生まれた「新しい生活様式」に沿った献血者の確保を行っています。コロナ禍では献血会場での「密集」「密接」を避けるために「予約献血」を推奨していましたが、現在では待ち時間を減らし、スムーズに献血者にご協力いただくために継続して推進しています。また、複数回献血クラブ「ラブラッド」のアプリが開発され、アプリから献血の予約や事前の問診回答が可能となり、より献血にご協力いただく方の利便性向上を進めています。さらに献血可能年齢未満の年齢層であっても「ラブラッド」の会員登録が可能となったことから、高等学校等での献血セミナーにおいてアプリ登録への誘導を行い、アプリを通じて様々な情報発信を行っていくことで、将来的な若年層献血者の確保に努めています。

■ 事業継続のための災害対応力の向上

現在のセンターの立地では、災害時の事業継続が極めて困難となる事態が予想されていることから、令和 3 年度から施設の移転に向けて準備を進めていましたが、令和 6 年 4 月 22 日から新施設での事業を開始します。

○ 取組内容 ○

1. 血液製剤の安定供給

医療機関からの血液製剤の供給依頼に対応するため、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターと需給調整を行い、血液製剤を適切に保管・管理し安定供給に努めます。

(1) 令和6年度 輸血用血液製剤供給計画

区分	令和6年度 計画	令和5年度 計画比	令和5年度 計画	令和5年度 見込み
赤血球製剤	61,300 単位	101.7%	60,300 単位	60,770 単位
血漿製剤	20,000 単位	114.3%	17,500 単位	18,116 単位
血小板製剤	95,000 単位	97.9%	97,000 単位	95,335 単位
計	176,300 単位	100.8%	174,800 単位	174,221 単位

(2) 効率的で安定的な供給体制の整備

- ・医療機関に対し定時配送便での配送への協力を依頼
- ・過誤の発生を少なくするためのWeb発注システム利用の推進
- ・主要医療機関での手術予定及び血液内科における輸血予定の把握による安定的な血液製剤の供給
- ・三重県合同輸血療法委員会との連携



(献血運搬車)

2. 計画的な献血者の確保

県内で必要な血液は県内の献血で確保するという方針のもと、東海北陸ブロック内（7県）の需給計画に基づく採血計画を策定し、県内3か所（津、四日市、伊勢）の献血ルーム及び県内各企業や団体等に出張する移動採血車による献血の受入れを実施します。

若年層の献血については、少子化の進行により将来の献血可能人口の減少が予測されることから、国の献血推進計画や「日本赤十字社長期ビジョン」を踏まえ、若年層を対象とした献血推進活動を強化します。

(1) 令和6年度 採血計画

区分	令和6年度 計画	令和5年度 計画比	令和5年度 計画	令和5年度 見込み
全血採血	37,770 人	102.2%	36,950 人	36,864 人
成分採血	血漿	98.0%	14,760 人	16,920 人
	血小板	89.6%	9,900 人	9,166 人
計	61,110 人	99.2%	61,610 人	62,950 人



(移動採血車)

(2) 献血予約・事前問診の推進

- ・献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への入会促進
- ・「ラブラッド」を利用した献血予約の推進
- ・複数回献血キャンペーンの実施



(献血予約キャンペーン)

(3) 若年層献血者の確保

- ・「ラブラッド」アプリを利用した情報発信
- ・高校生など若年者向け献血セミナーの実施
- ・文化祭等の学校イベントにおける学域献血の実施
- ・「キッズ献血」等のイベントによる献血可能年齢以下層への献血啓発
- ・学生ボランティアの育成
- ・LINE@や X (旧 Twitter) など SNS を利用した広報活動の実施



(若年者向け献血セミナー)

(4) 行政及び協力団体との連携

- ・愛の血液助け合い運動等キャンペーンの実施
- ・県・市町・民間団体（ライオンズクラブ等）と連携した啓発活動の実施
- ・地元企業とタイアップした「ふるさと企業献血応援キャンペーン」の実施



(協力団体による献血協力)

4. 事業継続のための災害対応力の向上

現在の血液センターの立地場所では巨大地震による損壊、津波、液状化の被害や豪雨災害による水害が回避できない可能性が高く、災害時の事業継続が極めて困難なことから、災害対応力の向上のため、施設移転は喫緊の課題でした。

令和5年1月から開始した移転建築工事も令和6年3月には完成予定であり、令和6年4月22日から新しい施設での業務を開始します。



新三重県赤十字血液センター（令和6年4月22日から業務開始）

6. 救急法等の講習 ~とっさの手当ができる人を一人でも増やしていくために~

めざす姿

赤十字の使命である「人のいのちと健康、尊厳を守る」ために、救急法等の講習を通じて、広く地域住民に救命・健康・安全意識に関する知識・技術の普及が図られています。

○ 現状と課題 ○

- 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に伴い、受講者の安全を図りながら講習を再開しました。
今後の感染症等の流行時においても集合型に限らず、各講習の受講者が安心して受講できる環境を整えるべく、ICTを活用した事業運営の試行・検証について積極的に取り組む必要があります。
- 救急法救急員等の講習受講者の増加を図り、感染症流行時に減少した講習指導者を新たに養成し、講習普及を推進する必要があります。
- 地域包括ケア推進団体との連携を強化するため、行政や社会福祉協議会等が行う地域づくりの仕組みの中での講習普及の推進を目指します。

○ 取組内容 ○

1. 講習の実施

受講者や指導員等の安全の確保と感染防止を徹底し、「救急法」等の各種講習会を実施します。

(1) 講習の普及計画

	救急法	健康生活支援	幼児安全法	水上安全法	計
一般普及講習	600名	60名	60名	30名	750名
短期講習	9,000名	2,000名	2,000名	1,500名	14,500名
計	9,600名	2,060名	2,060名	1,530名	15,250名

(2) オンラインを活用した講習

各講習の受講者が、安心して受講できる環境を整えるため、e-ラーニング等、対面だけではなく、オンラインを活用した講習の取り組みを行います。

(3) 指導員のスキルアップ研修

救急法等の各種講習指導員を対象に、日々進化する知識・技術を習得するため、講習指導員のスキルアップ研修会を開催します。

2. 自助・互助のしくみが根付いた地域づくりへの貢献

(1) 災害救護支援センターを活用した講習

社屋は、災害時には災害対応の拠点となるが、一方、平時には県民、市民にも開かれた社屋として活用することを目指します。

県民、企業、団体等が参加する赤十字講習会の普及を通じ、救急法、水上安全法等、人の命と健康を守るための技術、知識の伝達を行う研修機能を整備します。

(2) 地域包括ケア関係機関の訪問

三重県及び県下全市町地域包括ケア担当課、機関等と連携し、各機関の活動状況を把握するとともに、地域づくりの仕組みの中で、「健康生活支援講習」の普及を図ります。

3. 救急法指導員養成講習会の開催

救急法等講習会を受講する全ての人々の安全知識を高めるとともに、赤十字救急法の普及を目的に救急法指導員養成を開催します。



(幼児安全法：三重県)



(救急法：三重県)

7. 青少年赤十字活動 ~自ら「気づき、考え、実行する」人を育てるために~

めざす姿

児童・生徒が赤十字の精神に基づき、実践目標（「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」）を大切にした活動が、学校教育の中で展開されるとともに、人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成や資質の向上、さらに青少年赤十字メンバーのリーダー養成が図られています。

さらに、未来の担い手となる子供たちに学習指導要領にある「生きる力」を身につけさせ、近い将来発生が懸念される大規模災害に備えた防災教育が実施されています。

これらの活動が、支部新社屋も活用しながら多角的に展開され、赤十字奉仕団・賛助奉仕団・青年赤十字奉仕団などの関係団体の協力・支援のもと、多角的に取り組まれています。

○ 現状と課題 ○

- 令和5年度は、コロナ禍で中止や規模縮小をしてきた事業が再開し、トレセンをはじめとするこれまで青少年赤十字が大切にしてきた取り組みを実施することができました。コロナ前と今日とでは、学校を取り巻く現状が大きく変化してきているため、現場の状況をよく理解し、今後の青少年赤十字活動を展開していく必要があります。
- 近年の三重県における青少年赤十字加盟校の登録状況は、すべての校種を合わせると全体で400校・園前後で推移しています。令和5年度は、小・中学校の加盟条件である生徒数10名以上の条件を撤廃して加盟推進を行ったが、昨年度より加盟数が減少しました。加盟校促進には、魅力ある青少年赤十字活動を周知していくことが大切です。そこで、令和5年度は、学校・園に合わせた助成金支給や地域高齢者への取り組み助成を新たに設置したり、青少年赤十字活動報告会などを実施して異校種活動交流を行ってきました。今後は、支部社屋移転を契機とした幅広い活動を計画し、青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大を図る必要があります。

令和5年度青少年赤十字 加盟登録の状況	幼稚園 保育園 こども園	小学校	中学校 義務教育学校	高等学校 特別支援学校	計
登録校・園数 (校・園)	69	237	87	9	402
メンバー数 (人)	4,092	50,447	23,728	204	78,471
指導者数 (人)	738	4,656	2,136	178	7,708

- 青少年赤十字の活動内容をより充実させていくためは、赤十字の人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成や資質の向上が求められています。そこで、研修会等を開催し、指導者の養成と資質の向上のための取り組みを強化する必要があります。
- マグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率が70～80%と発表されている南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、教育現場と連携した防災教育の推進について、強化を図る必要があります。
- 教育現場や社会環境の変化により教員の働き方に大きな改革が進んでいます。青少年赤十字の指導者である教員が、これまでの善意のボランティア精神でトレセン等に取り組んでいただくことができない状況になりつつあります。県・市教育委員会や校長会とも連携を取りながら、新しい青少年赤十字の取り組み方を検討していかなければなりません。
- 三重県支部新社屋が令和6年度に完成予定です。血液センターとも連携を密にし、新社屋を活用した講座や教育プログラムを計画していくことが必要になります。そして、多くの方に新社屋の設備や新しいプログラムなどを知っていただき、これからの中十字活動に希望と期待をもっていただけるようなオープニングイベントを企画し、盛大に開催できるよう関係機関と連携しながら、実施計画を作成していかなければなりません。

○ 取組内容 ○

1. 青少年赤十字活動の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大

青少年赤十字活動は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標として、「気づき」「考え」「実行する」を態度目標に、青少年赤十字の普及と青少年赤十字加盟登録の拡大に努め取り組みます。



(小学校トレセン)



(中学校トレセン)



(高校トレセン)

- (1) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
- (2) 青少年赤十字加盟校への活動助成と未加盟校への普及活動の推進
- (3) 青少年赤十字出前授業の実施

- (4) 三重県青少年赤十字新聞の発行
- (5) 中学生を対象とした国際交流会の開催
- (6) 支部新社屋完成記念イベントへの参加
- (7) 支部新社屋を利用した社会見学等の学習プログラムの実施
- (8) 青少年赤十字のつどいの開催
- (9) 手洗いチェッカー貸出事業の実施
- (10) 青少年赤十字活動資金（一円玉募金）の募集
- (11) 使用済み切手・中古本等の収集
- (12) 地域の高齢者を対象とした支援事業の推進



(出前授業：「手洗い実習」)

2. 青少年赤十字指導者の育成及び資質向上

青少年赤十字指導者の育成及び資質向上のために、研修会等を開催するとともに、指導者の確保に努めます。

- (1) 三重県青少年赤十字指導者養成研修会の開催
- (2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター 指導者養成講習会への参加
- (3) 指導主事対象青少年赤十字研究会への参加
- (4) 青少年赤十字活動報告会の開催



(青少年赤十字活動報告会)

3. 防災教育の強化

南海トラフ地震など大規模災害から人々のいのちを守るために、教育現場と連携した青少年赤十字出前授業を開催し、防災教育の強化に努めます。

- (1) 青少年赤十字防災教育プログラムの実施
『ぼうさいまちがいさがしきけんはっけん！』、『まもるいのちひろめるぼうさい』の出前授業や学校現場での取り組みなどの周知を図り、活用実績を増やします。
- (2) 非常食炊き出し実習と防災教育プログラムをタイアップした取り組みを進めます。



(出前授業：「きけんはっけん」)



(出前授業：防災キャンプ（徳和小）

4. 青少年赤十字活動と赤十字関係団体等との連携

（1）研修会等へ参加しやすい体制の整備と活動報告会の実施

昨今の教育現場の状況を踏まえ、新しいトレセンの在り方を模索しながらよりよい形で実施します。また、各校の加盟校における活動内容を共有できる報告会を開催し、どの学校でも取り組める活動を共有することで、学校現場で取り入れることの有益性を伝え、取り組みの底上げを進めます。

（2）賛助奉仕団・青年赤十字奉仕団との連携

賛助奉仕団に対し、青少年赤十字加盟登録校・園の現状や活動状況を共有し、青年赤十字活動への積極的な参加と支援体制を築き、加盟校の増加に繋げます。また、青年赤十字奉仕団と連携しJRCメンバーの育成に努めます。

（3）血液センターとの連携強化

若年層献血の推進と青少年赤十字活動の充実を図るため、血液センターとの連携強化を図ります。

5. 支部新社屋を活用した教育プログラム・研修会の実施

社会見学用講座として「災害支援センターの役割と防災教育」「災害支援・血液センター見学ツア」「災害脱出ゲーム」などを検討します。また、新社屋での研修として、「防災キャンプ」「防災レシピ体験」「防災セミナー」「JRC研修会」「日帰りトレセン」「指導者養成研修」などの研修プログラムを検討し、隣接する血液センターをはじめ、各奉仕団との連携を深めながら、より幅広い分野でより多くの人たちが集うことができる活動や研修講座を準備し、新しい青少年赤十字活動として展開していきます。

6. 令和6年度主な会議・研修等計画について

区分	事業名	開催場所	予定期	参加者
全国	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	国立オリンピック記念センター	5月	青少年赤十字指導者
	青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	本社	6月	会長
	指導主事対象青少年赤十字研究会	本社	1月	県・市教委
	青少年赤十字スタディー・センター	山中湖 東照館	3月 (4泊5日)	高校生
プロ ック	青少年赤十字指導者協議会長及び支部担当者研究会	静岡県 (WEB開催)	6月	会長 支部担当者
支 部	三重県青少年赤十字高等学校連絡協議会・顧問会議	県内	4・9・2月	高校生 指導者
	三重県青少年赤十字指導者協議会役員会	県内	5・2月	役員
	第2回青少年赤十字活動報告会	県内	5月	指導者
	三重県青少年赤十字指導者養成研修会	県内	6月	指導者
	三重県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター 「小学校」「中学校」「高等学校」	県内	7・8月 (2泊3日)	小・中・ 高・指導者
	三重県青少年赤十字中学校連絡協議会(国際 交流会)	県内	12月	中学生・指導者
	新社屋オープニングイベント (青少年赤十字のつどい)	県内	時期未定	高校生・指導者

8. 赤十字ボランティア(奉仕団)活動～心と心の通う地域社会を実現するために～

めざす姿

地域に根ざした赤十字ボランティア（奉仕団）が、主体的に赤十字事業に参画しています。また、ボランティアが世代や分野を超えて連携し、地域課題の解決に向けて活動しています。さらに、ボランティア活動の幅を広げるため、ボランティアの立場から中心的な指導者となる支部指導講師を育成し、積極的なボランティア活動が行われています。

○ 現状と課題 ○

■ 人口減少や社会経済の環境が変化する中で、地域コミュニティ（自治会、町内会等）の弱体化が懸念されています。また、赤十字ボランティア（奉仕団）活動においても、団員の高齢化や減少などの要因により、活動を休止している奉仕団や、今後、組織の弱体化が懸念される奉仕団もあります。そのため、奉仕団活動が継続できる体制を確立する必要があります。

三重県支部奉仕団組織状況 (令和5年11月1日現在)		団員数(人)		
		男	女	計
地域奉仕団	11 市	275	617	892
	5 町	484	172	656
	小 計	759	789	1,548
青年奉仕団	三重青年赤十字奉仕団	8	6	14
	小 計	8	6	14
特殊奉仕団 (専門技術をもった ボランティア)	日赤三重県支部点訳奉仕団	13	97	110
	日赤三重無線奉仕団	31	6	37
	三重県赤十字安全奉仕団	37	59	96
	三重県赤十字たすけあい奉仕団	9	10	19
	三重県赤十字てのひら奉仕団	2	33	35
	伊勢赤十字病院奉仕団	0	82	82
	日赤三重県支部救護ボランティア	22	33	55
	三重県青少年赤十字賛助奉仕団	11	10	21
	小 計	125	330	455
合 計		892	1,125	2,017

- 各市町に結成されている地域奉仕団は 29 市町のうち 11 市 5 町。
地域に根差した赤十字活動のさらなる推進のため、県内における地域奉仕団の組織率の向上及び活性化を図る必要があります。
- 赤十字ボランティア（奉仕団）は、地域奉仕団・青年奉仕団・特殊奉仕団から成り立っており、各奉仕団の活動は、多種多様となっています。各奉仕団が主体的に活動が継続できるよう地域や関係団体と連携しながら支援の強化を図る必要があります。
- 奉仕団の資質向上のため、研修体制を充実させるとともに、指導者としての役割を担う支部指導講師の確保を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 奉仕団の体制強化

（1）地域との連携

各団の状況を把握し、地区分区と情報共有するとともに、それぞれの地域や社会課題の解決に向けた奉仕団活動の支援を行います。

（2）奉仕団員の確保

既存の奉仕団は、団員の高齢化や減少などの要因により、組織の弱体化が懸念されています。若年層団員の確保ため、広報誌やマスメディア、SNS 等により、各奉仕団の活動を広く周知するとともに、組織力を生かした奉仕団主体の地域活動の強化に努めます。

また、地域奉仕団のない市町については、各地区分区と連携を図り、新たな奉仕団づくりに努めます。

2. 奉仕団活動の活性化

（1）活躍の場の拡大

地域のニーズを把握し、それに合わせた赤十字活動の普及・会員増強活動・講習普及等を行うことにより、各地域コミュニティにおける自助・共助の仕組みづくりの一端を担います。

- ①近年、激甚化、頻発化する自然災害等に備えるため、救護ボランティアの育成や赤十字防災セミナー・炊き出し訓練等を実施し、地域での防災活動の力を高めます。
- ②一人暮らし高齢者や生活に不便を感じる外国人など、それぞれの地域の特性に応じた支援活動が求められています。そのニーズに即した社会活動が展開できるよう検討していきます。
- ③三重県支部社屋の移転整備を契機に、新たな社屋を利用した奉仕団の活動メニューを検討し、活躍の場の拡大を図ります。



(桑名市：イベントでの非常食炊き出し)



(いなべ市：救援金募金活動、甘酒のふるまい)

(2) 青少年赤十字加盟校・園との連携

青少年赤十字加盟登録校・園と連携し、活動ができる仕組みづくりを支援します。

(3) 情報共有体制の強化

奉仕団同士が活動状況や優良事例等を共有し、職員が奉仕団をサポートするための体制・機能の強化に資するため、奉仕団の活動状況の把握・分析ができる仕組みづくりを支援します。

(4) 資機材の配備

各奉仕団の主体的な活動を支援するため、活動助成金の交付や資機材を配備します。

3. 研修体制の強化

(1) 研修体制の充実

奉仕団の資質向上を図るため、各種研修体制・内容を見直し充実させるとともに、本社及びブロック開催の研修会等への参加を支援します。

また、地域社会の担い手である各奉仕団員に対して、赤十字各講習会の受講を促進し、各地域における主体的な活動に繋げるよう支援します。



(ボランティア・リーダーシップ研修のようす)

(2) 支部指導講師の育成

研修内容の充実のためには、赤十字に対する深い理解と優れた知識・技術・経験を有するスタッフの確保が不可欠です。

赤十字ボランティアとして豊富な経験を有している者や、指導的な立場にあった者等の中から、ボランティアの指導・研修を行う支部指導講師を育成し、奉仕団研修会での活動に向けた仕組みづくりを支援します。

6. 令和6年度主な会議・研修等計画について

区分	行事名	開催場所	時期
本社	赤十字ボランティア・リーダー研修会	本社	8月
	赤十字奉仕団中央委員会	本社	5月
	青年赤十字奉仕団全国協議会	本社 (WEB開催)	5月 2月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	本社	7月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会役員会	本社	7月 2月
	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	本社	2月
	YABC研修	本社	3月
	赤十字奉仕団等ボランティア活動研修会	本社 (WEB開催)	年3回
ブロック	青年赤十字奉仕団代表者及び支部担当者会議	石川県	6月
	赤十字奉仕団委員長並びに担当者会議	長野県	9月
支部	地域奉仕団連絡協議会	津市	6月
	赤十字奉仕団三重県支部委員会	津市	6月
	赤十字ボランティア・リーダーシップ研修会	津市	6月
	救護ボランティア研修会	津市	8月
	赤十字ボランティア基礎研修会	津市	12月
	赤十字防災セミナー	各地域	随時
他県	HIV/AIDSピアリーダー研修会	京都府内	未定

9. 赤十字会員の増強と活動資金の募集～赤十字運動基盤の強化のために～

めざす姿

赤十字活動を今後も継続的に展開していくためには、赤十字会員の増強と活動資金の安定確保を図っていくことが極めて重要です。近年、地区区分扱いの活動資金は、人口減少や自治会未加入世帯の増加等により遞減傾向にあります。このため、引き続き地区区分扱いの活動資金の維持・増強を図りながら、環境の変化に応じた多様な活動資金確保への取り組みを推進します。

○ 現状と課題 ○

- 毎年5月を「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開しています。本年度も、地区・分区をはじめ、自治会、町内会、赤十字奉仕団、有功会等関係者のご協力を得ながら、会員制度の普及と会員募集に積極的に取り組みます。
- 令和4年度実績では、個人・法人を合わせた赤十字会員数は1,928人、また1世帯あたりの平均協力額は427円となりました。今後も、赤十字会員や協力会員の普及を図るとともに、1世帯平均協力額の増強に向けた取組を推進する必要があります。
※赤十字会員・・・年間2000円以上のご支援をしてくださる個人・法人の方々
- これまで赤十字の活動資金は自治会、町内会などの地域コミュニティを通じた協力に支えられてきました。しかし、近年は、人口減少に加えて、人々の意識や生活スタイルの変化も重なり、自治会、町内会への加入率が減少傾向にあります。自治会、町内会に加入していない方々に対しても、赤十字の情報をお届けし、共感いただける方には、活動資金へご協力いただくことができるよう、メディアやフリーペーパー、SNS、ホームページ、イベントへのブース出展などを通して広く広報活動を行う必要があります。
- 支部へ直接活動資金を協力いただく方の多くが、銀行や郵便局から振込用紙を使用して入金いただいている。クレジットカードや口座振替などの協力方法もご用意していますが、周知が不足しており、クレジットカードや口座振替による新規の協力者数は横ばいです。今後、若年層も含めた新規協力者を増やすためには、銀行、クレジットカード、口座振替等、利便性の高い様々な寄付媒体もあることを周知していく必要があります。
- 近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」といった、遺贈寄付、相続財産寄付などの尊いお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊い思いに応えられるように、専門家（税理士・弁護士・司法書士・行政書士・金融機関等）と連携し、広報展開をする必要があります。

○ 取組内容 ○

地区分区をはじめ有功会等との連携を強化し、赤十字会員の増強と活動資金募集に取り組みます。

1. 赤十字会員の普及

日本赤十字社法第4条において「日本赤十字社は社員※をもって組織する」と明記されています。

赤十字会員は、赤十字事業の趣旨に賛同し、年額2,000円以上のご支援してくださる個人・法人の方々です。その赤十字会員と1世帯500円の寄付を基本とする協力会員から拠出される会費が三重県支部の重要な事業財源になっています。

そこで、地区・分区をはじめ、自治会、町内会、赤十字奉仕団、有功会等関係者のご協力を得ながら、赤十字会員と協力会員の募集について積極的に取り組みます。

※社員・・・日本赤十字社定款において「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする」明記されています。

三重県支部支援者の定義

	名称	社法上の 社員の位 置づけ	定 義	金 額	権 利	加入形態	籍の管理保管
赤 十 字 活 動 資 金 協 力 者	会員	社 員	本社の目的に賛同し、活動を支援し運営に参画する個人、法人(運営に参画する支援者)	2,000円以上	社法上の権利を有する	継続的加入	支部において社員籍を台帳管理する
	協力会員	社員以外 の支援者	本社の目的に賛同し、活動を支援する個人、法人又は団体(幅広い支援者)	500円以上 2,000円未満	社法上の権利を有しない	単年度加入	支部及び地区・分区において証憑として定められた期間、適切に保管する
	寄付者		定義なし ※例) 匿名による資金協力継続性のない資金協力現物寄贈など	寄付者の金額は問わない			

2. 地区分区との協力体制の推進

地域の実情に即した効果的な赤十字活動や広報等を展開していくためには、地区・分区との連携強化が必要となります。連携強化のために以下の3点に取り組んでいきます。

(1) 地区分区担当者との会議開催

年に2回、赤十字会員増強運動対策会議、打合せ会議を開催し、地区分区の担当者と事業計画や活動資金募集運動について話し合いを行います。また、4月には新しく赤十字の担当となった地区分区職員の方を対象に、赤十字業務担当職員新任研修会を開催し、赤十字の活動や、事務手続きの方法等を共有します。

(2) 地区分区訪問調査の実施

3年に1回、地区分区を訪問し、赤十字事業についての意見交換を行います。地域における課題や、支部への要望等の意見をいただき、地域のニーズに寄り添った赤十字活動が実施できるよう努めていきます。

（3）地区分区における行事への参加

地域でのお祭りや、防災訓練など、地区分区から派遣依頼を受けた行事へ積極的に職員や指導員、ボランティアを派遣します。お祭りでのブース出展や、防災訓練での救急法講習会、防災セミナー等の実施を通して、地域の防災力向上の一助となれるよう努めていきます。

3. 企業・団体等との連携強化

県内の企業へダイレクトメールを発送して協力を呼びかけ、新規でご協力いただける法人・団体の確保に努めます。また、既存の法人会員には表彰品を持参し、感謝の気持ちを直接お伝えするとともに、赤十字の現状を報告し、継続的な協力を依頼します。

4. 有功会との連携強化

有功会は、日本赤十字社の金色・銀色有功章受章者の有志の方々により組織され、赤十字活動を支援する団体です。活動内容の充実等を通じて、有功会との連携を強化します。また、有功会会員の知人、関連法人へ活動の輪を広げていく「仲間づくり運動」を積極的に推進します。

5. 赤十字活動資金の確保対策

県民の皆さんに、赤十字を知っていただき、「赤十字に寄付しよう」と選んでいただくために以下の4点に取り組んでいきます。

（1）「赤十字に寄付したい」と選んでいただけるような赤十字事業の実施

近年、多種多様なNGOやNPOの活動が活発になり、様々な団体が寄付の募集をしています。数ある団体の中で「赤十字に寄付しよう」と選んでいただくために、社会の課題やニーズに柔軟に対応した事業の実施に努めます。「苦しんでいる人を救いたい」という寄付者の思いに応えられる赤十字活動を展開します。

（2）広報活動の強化

プレスリリースを積極的に発出し、メディアへの露出機会の増加を目指します。また、赤十字の活動が多くの人々の目に触れるよう、SNSやフリーペーパー、地区分区での広報誌、ホームページなど様々な媒体を活用していきます。赤十字がどんな活動をしているのか広く、多くの人々に知っていただけるように努めます。

（3）既存の協力者への情報提供・協力依頼

赤十字会員に対して、会員誌「Cross Com Book」を年2回送付します。皆さんから協力いただいた活動資金でどのような赤十字事業を実施したのかを報告し、継続的な活動資金への協力をお願いします。また、過去に義援金・救援金等にご協力いただいたことのある方々へ、ダイレクト

メールを発送し活動資金への協力をお願いします。

(4) 様々な協力方法の提案

5月の赤十字運動月間における町内会や自治会経由での活動資金協力だけではなく、赤十字に興味を持っていただいた方が、1年間を通じて、いつもでもご協力しやすい方法で寄付いただけるように利便性の高い様々な媒体ご用意しています。それぞれの生活スタイルに合った寄付方法を選択していただけるよう、ダイレクトメールや広報誌の中で案内をしていきます。

(5) 新社屋及び弊社ホームページにおける協力者・協力団体の紹介

年度内に2万円以上のご協力をいただいた法人・団体様を日本赤十字社三重県支部のホームページでご紹介します。また、これまでの累計寄付額が500万円を超える会員様、法人様の名前を新社屋のエントランスに掲示させていただきます。

6. 令和6年度活動資金目標額

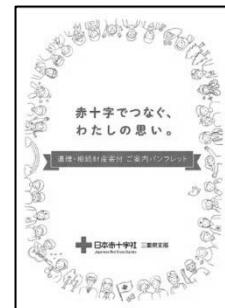
令和6年度の活動資金目標額は、前年度と同額の2億8,200万円と設定し、地区・分区及び自治会など関係機関の理解と協力を得ながら目標額の確保に努めます。

予算区分 募集区分	一般社資額	法人社資額	計
地区分区募集額	243,000千円	10,000千円	253,000千円
支部募集額	16,000千円	13,000千円	29,000千円
計	259,000千円	23,000千円	282,000千円

7. 遺贈・相続財産寄付の推進

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために遺贈・相続財産寄付の受け入れの推進を行っています。

(1) 遺贈に関する協定を締結している株式会社百五銀行・株式会社三十三銀行との連携を強化し、遺贈の円滑な実現を推進します。



(案内パンフレット)

(2) 「遺贈・相続財産寄付のご案内パンフレット」を活用し、税理士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会、金融機関等を通じた協力を呼びかけます。

(3) 遺贈・相続財産寄付に关心を持っていた方に對し、セミナーを開催し、赤十字事業の紹介や具体的な手続きの方法等の情報発信をしていきます。

10.赤十字の普及と広報活動の推進～赤十字をもっと知っていただくために～

めざす姿

赤十字の理念や活動、さらに事業の根幹である赤十字会員の増強と活動資金の安定確保のため、赤十字をより身近に知っていただくことに重点をおいたわかりやすい広報が展開されています。

○ 現状と課題 ○

- 赤十字運動月間やNHK海外たすけあいキャンペーン等は、マスメディアを活用した広報展開をしています。より幅広い世代に赤十字への理解者や支援者の増加させるためには、積極的にマスメディアに赤十字活動の情報を提供し、メディアへの露出機会を増やす必要があります。
- 三重県支部は、赤十字の理念と事業を県民に広く普及するために「赤十字運動月間チラシ」、「日赤みえ」等の広報資材を作成しています。それらの配布方法や配布にかかる財源の問題など多くの課題があります。そこで、地区・分区と連携した広報活動を検討する必要があります。
- 赤十字の理念と事業を県民に広く普及するため、三重県支部が発行する「赤十字運動月間チラシ」、「日赤みえ」等を通し赤十字事業や活動資金の使途についての情報提供に努めるとともに、紙面の内容とデザインについて検討する必要があります。
- 赤十字活動の推進や赤十字会員等の増強、さらに活動資金の安定確保のためには、赤十字運動へのさらなる理解と共感が重要となります。地区・分区と連携し、自治会、町内会等に赤十字活動に共感し協力いただけるような広報活動を強化する必要があります。またそれに加え、自治会未加入世帯や若年層に対する取り組みを強化することが重要です。そのため、ホームページやSNS(X、Instagram)を活用し広報機能の充実強化を図る必要があります。
- 赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、赤十字と地域とのかかわりは密接なつながりがあります。そのため、地区・分区等が主催する地域のイベントに積極的に参加し、広報活動の強化を図る必要があります。
- 三重県支部では、施設の老朽化と災害時の拠点確保のために、社屋の整備が進めています。多くの県民に利用してもらえる社屋となるよう広く広報する必要があります。

○ 取組内容 ○

1. 赤十字の普及

赤十字の理念と事業を県民に広く普及するため、ニュースリリースの積極的な配信によるメディアアプローチに加え、広報誌の発行やホームページ、SNSを通じた情報発信に注力します。

また、赤十字運動月間キャンペーンを中心とした各キャンペーン展開やイベントにより、赤十字運動への参画推進（会員・寄付者・ボランティアの拡大など）へつなげていきます。

（1）キャンペーンによる広報

①赤十字運動月間（5月1日～31日）

毎年5月は「赤十字運動月間」として全国一斉に会員増強運動を展開します。キャンペーン期間中は、マスメディアの協力を得て、赤十字に関連するイベント等を実施します。三重県支部においても、地区・分区、自治会、町内会等の協力に加え、各種広報活動を通して赤十字の理解者を増やし、新たな支援につなげるよう努めます。

②ACTION！防災・減災（9月1日～30日、3月1日～31日）

③NHK海外たすけあいキャンペーン（12月1日～25日）



（赤十字運動月間ポスター）



（津駅前での運動月間啓発活動）

2. マスメディアを活用した広報の強化

（1）広報CMスポット放送

日本赤十字社では、主要放送局（キー局）でのテレビCMを放映し、認知獲得等をはかるとともに、寄付未経験の方でも、今後寄付に対する意識が醸成された時に日本赤十字社が選ばれるような長期的なコミュニケーション戦略を実施します。

三重県支部においても、本社が作成した広報CMスポットの放送を地元テレビ局、ラジオ等で実施し、県内に向けて幅広く広報します。

① 三重テレビ放送

②ケーブルテレビ放送

③FM三重放送



（トレセンで取材を受ける小学生）

（2）ニュースリリースによる広報活動

県政記者クラブを通じて県内マスメディアへのニュースリリースを発信し、テレビ、新聞等に赤十字の活動を取り上げてもらえるよう努めます。

3. 赤十字月間資材の活用

- (1) 自治会を通じて、赤十字会員増強運動月間の依頼用チラシの配付
- (2) 各地区分区の自治会での月間ポスター掲示
- (3) 月間リーフレットの配付
- (4) 広報啓発用テッショの配付

4. 広報誌等を活用した広報の強化

「赤十字運動月間チラシ」、広報誌「日赤みえ」等を発行し、赤十字会員や県民の皆さんに対し、その広報活動により赤十字事業や活動資金の使途についての情報提供に努めます。

- (1) 月間チラシの発行
- (2) 広報誌「日赤みえ」の発行
- (3) 赤十字会員へ会員誌「Cross Com Book」の送付
- (4) 赤十字救急法等講習案内パンフレットの発行

5. ホームページやSNSを活用した広報の強化

将来赤十字の支援者となり得る若年層をターゲットに、赤十字活動への関心を抱くようホームページやX、Instagramにより日々の赤十字活動を発信します。

6. 地区・分区と連携した広報の強化

地区・分区等と連携し、各地域に広く赤十字活動を周知します。

- (1) 各市町へのバナーリンクの設置や広報誌の配布
- (2) 各地区分区での横断幕、のぼりの掲出

7. イベント等を通じた広報活動

地区分区等が主催する地域のイベントに積極的に参加し、赤十字の活動パネル展示等を通じて活動の再認識や交流を図るとともに、地域住民に対して赤十字活動のPRします。また、新社屋の移転を記念して赤十字イベントを実施し、多くの来館者に新しい赤十字を周知していきます。



(地域イベントブースへの出展)

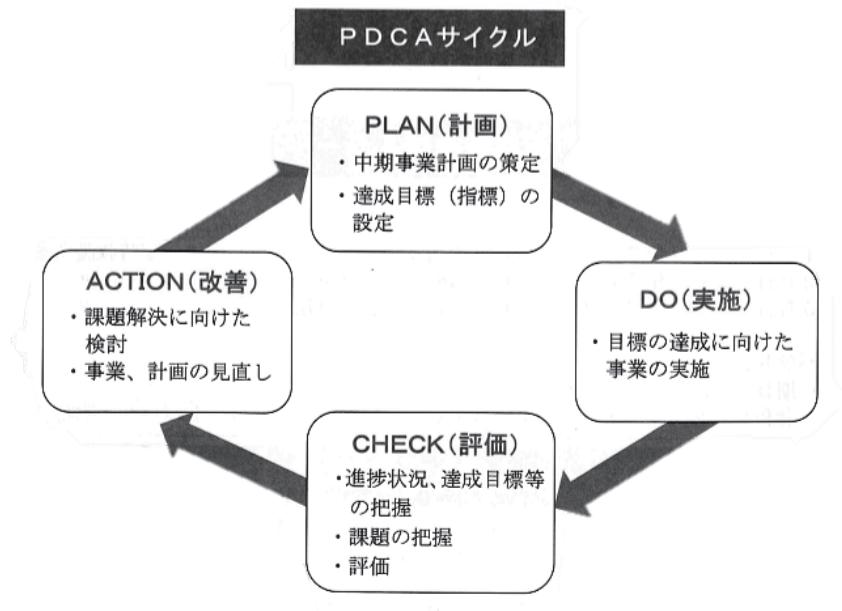
8. 血液センターとの連携強化

同一敷地内のメリットを活かし血液センターとの共同で赤十字イベントを企画するとともに、連携した広報を実施できるよう検討します。

11. 事業実施体制等の推進 ~日赤の「めざす姿」を実現するためのしくみづくり、人づくり~

めざす姿

長期ビジョンや第二次中期事業計画に示された事業展開を支えていく事業実施体制や仕組みの構築、職員の意識・社内風土の醸成、さらにPDCAサイクルによる事業展開の精度向上を図ることで、長期ビジョンの達成に向けた取り組みが推進されています。



○ 現状と課題 ○

- 長期ビジョンや第二次中期事業計画の目標と連動した事業計画を策定します。また、より迅速な経営判断、各事業における課題に対して限られた予算の中で、取り組みや事業の改善・進化を図り、より効果的な事業の実施を行うとともに制度向上に努めます。
また、事業計画等における各事業項目と予算を連動させ、事業の達成度の確認、適正な財務管理を行う必要があります。
- 三様監査（監事及び監査委員による監査、監査法人等による会計監査、本社監査部門による内部監査）を実施しています。会員や社会に対する説明責任をより一層果たすとともに、日本赤十字社への理解と信頼性の向上を図る必要があります。
- 長期ビジョンの行動指針に掲げる「被支援者の側に立った想像力の發揮」と「選択と集中の徹底」を基本姿勢として位置づけて職員へ浸透させるとともに、日本赤十字社を取り巻く環境や置かれている現状を正確に理解し、必要な変革・転換・チャレンジに挑む職員の意識向上に取り組む必要があります。
また、三施設で共通する人材育成計画（プラン）を明確にすることで、職員が将来の目標に向

けて取り組むべき業務や将来像を具体化することにより、職員自身が業務遂行へのモチベーションをアップさせるための制度を策定する必要があります。

- 職員一人ひとりが法令や社内規則の遵守を意識して行動するとともに、職員が働きやすい職場環境を実現し、社会からの期待と信頼に応えていくため、コンプライアンス推進を図る必要があります。

○ 取組内容 ○

1. PDCA の精度向上

日本赤十字社を取り巻く環境や置かれている現状を正確に理解するとともに、既存事業の成果や事業の達成度を事業計画や予算等と常に確認するとともに、監査での指摘事項への対応・改善を行い PDCA サイクルの精度向上を図ります。

2. 監査機能の強化

日本赤十字におけるガバナンスの強化に向けた監査機能の強化を図ります。

- (1) 支部監査委員による監査の実施
- (2) 監査法人等による会計監査の実施
- (3) 本社監査部門による内部監査の実施

3. 人材育成

日本赤十字社の職員として、赤十字の使命と自覚をもって、環境の変化や多様な社会ニーズに的確に対応し、県民から寄せられる期待や信頼に応えて業務を執行できるよう、赤十字事業を担う人材を育成する必要があります。

また、職員の能力や適性に応じた人材育成計画（プラン）に対するガイドラインに沿い、職員の将来の目標に向けてさまざまな業務を経験させ、次の階層に上がるための知識やスキルを身に付けることができる制度を整え、職種や階層に応じて適切なタイミング、内容の研修を企画します。

(1) 人材育成計画（プラン）の策定

人事交流推進委員会で三施設で共通した人材育成計画（プラン）を策定します。

(2) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施します。

- ①新規採用職員研修
- ②中堅職員研修
- ③新任係長級職員研修
- ④新任課長級職員研修

（3）職能別・課題別研修

階層・職種にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識を習得することを目的に実施します。

4. コンプライアンス推進に向けた取り組み

ハラスメント防止の職場風土が醸成され、事案が発生した際には、迅速かつ適切に対応できる状態を目指し、ハラスメント対応の強化や、そのための適切な研修を実施します。

12. 事業推進のための会議の開催

1. 評議員会の開催

赤十字関係3施設（支部、病院、センター）の事業計画・予算、事業報告・決算等について審議するため、評議員会を年2回開催します。

（1）第1回（令和6年6月）

- ①令和5年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業報告並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件
- ②その他重要な業務に関する件についての審議

（2）第2回（令和7年2月）

- ①令和7年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業計画並びに、一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件
- ②その他重要な業務に関する件についての審議

2. 参与会議の開催

支部の事業計画及び会員増強・活動資金の募集について、地区分区の連合自治会長等から意見を聴取するために参与会議を開催します。

（1）令和6年12月

- ①令和7年度日本赤十字社三重県支部の事業計画等に関する件
- ②令和7年度会員増強・活動資金の募集運動について
- ③その他重要な業務に関する件について



（評議員会）



（参与会議）

13. 令和6年度予算

1. 一般会計歳入歳出予算（日本赤十字社三重県支部）

歳 入	6年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳	
社 資 収 入	千円 282,000	千円 282,000	千円 0	一般 社 資 収 入 法人 社 資 収 入	千円 259,000 23,000
補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	9,202	3,097	6,105	補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	9,202
緑 入 金 収 入	356,151	239,269	116,882	資 金 緑 入 金 収 入	356,151
資 産 収 入	0	0	0	資 産 収 入	0
雑 収 入	3,163	2,967	196	負 担 金 収 入 等 雑 収 入	3,153 10
前 年 度 緑 越 金	45,464	31,340	14,124	前 年 度 緑 越 金	45,464
計	695,980	558,673	137,307		695,980

歳 出	6年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の内訳	
災 害 救 護 事 業 費	千円 56,032	千円 41,639	千円 14,393	災 害 救 護 指 導 事 業 費 災 害 救 護 装 備 費 非 常 災 害 救 援 物 資 整 備 費 救 護 看 護 師 指 導 養 成 費	千円 24,369 18,088 4,100 9,475
社 会 活 動 費	74,094	67,670	6,424	救 急 法 等 普 及 費 等 奉 仕 団 活 動 費 青 少 年 赤 十 字 活 動 費 医 療 事 業 費 血 液 事 業 費	20,824 17,978 20,246 6,483 8,563
国 际 活 動 費	1,606	1,610	-4	国 际 救 援 活 動 費	1,606
指 定 事 業 地 方 振 興 費	5,500	4,000	1,500	指 定 事 業 地 方 振 興 費	5,500
地 区 分 区 交 付 金 支 出	44,986	44,986	0	地 区 分 区 交 付 金 支 出	44,986
社 業 振 興 費	36,329	31,915	4,414	社 業 振 興 費 広 報 活 動 費	19,878 16,451
積 立 金 支 出	6,097	22,365	-16,268	災 害 等 資 金 積 立 金 施 設 整 備 準 備 資 金 積 立 金 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計 積 立 金 支 出	0 0 6,097
総 務 管 理 費	36,431	32,244	4,187	評 議 員 会 等 諸 費 總 務 管 理 費 監 察 費	371 35,259 801
資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	389,205	266,544	122,661	資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	389,205
本 社 送 納 金 支 出	40,500	40,500	0	本 社 送 納 金 支 出	40,500
予 備 費	5,200	5,200	0	予 備 費	5,200
計	695,980	558,673	137,307		695,980

2. 継続費（令和4年度～6年度）

事 業 名	款／項目	総額	年 割 額			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社 屋 移 転 整 備	支 部 費 / 資 産 所 得 及 び 資 産 管 理 費	千円 752,480	千円 126,500	千円 255,189	千円 370,791	千円 —

2. 医療施設特別会計歳入歳出予算 (伊勢赤十字病院)

1 収益的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

科 目	令和6年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	(A) の 内 訳
第1款 病院収益				
第1項 医業収益	25,292,986	24,792,734	500,252	入院診療収益・外来診療収益・保健予防活動収益・受託検査収益等
第2項 医業外収益	496,858	419,249	77,609	受取利息・補助金等収益・その他の収入(不動産貸付収益・駐車場収益等)
第3項 医療社会事業収益	1,123	1,305	△ 182	
第4項 付帯事業収益	0	0	0	
第5項 特別利益	0	0	0	
合 計	25,790,967	25,213,288	577,679	

(支出)

(単位:千円)

科 目	令和6年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院費用				
第1項 医業費用	26,350,093	25,977,440	372,653	材料費・給与費・委託費・設備関係費・研究研修費・経費
第2項 医業外費用	123,314	141,288	△ 17,974	支払利息・看護師等委託養成費・本部繰出金等
第3項 医療奉仕費用	161,917	157,828	4,089	医療社会事業費用・社会活動費
第4項 付帯事業費用	0	0	0	老人保健施設費用
第5項 特別損失	2,317	7,718	△ 5,401	固定資産除却損・固定資産売却損
第6項 法人税等	0	362	△ 362	法人税、住民税及び事業税負担額
第7項 予備費	30,000	30,000	0	
合 計	26,667,641	26,314,636	353,005	

収支差額 △ 876,674 千円

2 資本的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

科 目	令和6年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院収入				
第1項 固定負債	0	0	0	
第3項 その他資本収入	2,293,005	2,125,836	167,169	
合 計	2,293,005	2,125,836	167,169	

(支出)

(単位:千円)

科 目	令和6年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款 病院費				
第1項 固定資産	1,306,185	941,000	365,185	
第2項 借入金等償還	986,820	1,184,836	△ 198,016	
合 計	2,293,005	2,125,836	167,169	

3 予算の積算基礎となる患者数

(単位:人)

科 目	令和6年度予算額	前年度予算額	比較増減	
外来患者数	年 間	238,140	242,000	△ 3,860
	1日平均	984	1,000	△ 16
※入院患者数 (入院患者延数)	年 間	193,680	209,856	△ 16,176
	1日平均	531	575	△ 44

(単位:円)

外来診療単価	1日1人当たり	31,000	29,500	1,500	
入院診療単価 (※による)	1日1人当たり	90,200	82,000	8,200	

令和6年度事業計画書

発行 令和6年2月

発行元 日本赤十字社三重県支部

住所 三重県津市栄町1-891

TEL 059-227-4145(代表)

